相続財産専用定期貯金

組合員の方 (みなし組合員も可) 15年利 特別金利

組合員以外の方 10 10 年利 特別金利



大切な人へ。

●ご利用いただける方

個人の方

※相続手続完了後、取得した資金を原資としてお預け入れいただく個人の方

●対象商品

- ①スーパー定期貯金(新規の自動継続定期)
- ②大口定期貯金(新規の自動継続定期)
- ●お預け入れ期間 3年
- ●お預け入れ金額

①200万円以上(スーパー定期) ②1,000万円以上(大口定期) ※200万円以上からの預け入れ(ただし、相続財産の範囲内とします。)

●確認書類

- ・相続手続依頼書の写し
- ・被相続人名義の解約済通帳と利息計算書の写し
- ・戸籍謄本の写し
- ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)の写し
- ・遺産分割協議書の写し
- ※当組合以外の金融機関で相続された方は、上記のいずれかの確認書類が必要です。
- ※当組合で相続された方は、上記の確認書類は不要です。

その他

- ●原則として、中途解約できません。やむを得ず中途解約される場合は当JA所定の中途解約利率により計算した利息を元金とともにお支払いします。
- ●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●お利息には2037年12月31日まで復興特別所得税が適用され、20.315%(国税
- ●お利息には2037年12月31日まで復興特別所得税が適用され、20.315%(国税 15.315%・地方税5%)の税金がかかります。

《詳しくはお近くのJAバンクの窓口までお気軽にご相談ください。》

折尾支店 ☎(093)691-3137 三ヶ森支店 ☎(093)611-0462 八幡支店 ☎(093)611-0032 穴生支店 ☎(093)641-4819 香月支店 ☎(093)617-0059 木屋瀬支店 ☎(093)617-0851 大蔵支店 ☎(093)652-1516 若松支店 ☎(093)741-1121 遠賀支店 ☎(093)293-2500 岡垣支店 ☎(093)282-0107 水巻支店 ☎(093)202-0169 芦屋支店 ☎(093)223-0181 中間支店 ☎(093)245-0102 小倉支店 ☎(093)931-1131 石田支店 ☎(093)961-3881

西中支店 ☎(093)451-1014 東谷支店 ☎(093)451-0010 門司支店 ☎(093)481-1032 曽根支店 ☎(093)471-7021



